

対処態勢検討WG（深刻度判断基準に関する検討）について

1. 取組の概要

重要インフラサービス障害の深刻度や当該障害に関する情報の重要度に応じて影響範囲や対処行動等が異なってくることも踏まえ、関係主体間で認識の共有を図り、迅速な対応要否等の判断に資するため、下表のとおり、重要インフラサービス障害に係る深刻度の判断基準の例を設け、具体化に向けた検討を進める。

（第4次行動計画別添抜粋）

深刻度	国民・社会への影響	システムへの影響	
		非常用系	常用系
レベル5 (危機)	国民生活等に広範かつ著しい影響を与えるおそれが切迫		
レベル4 (重大)	国民生活等に著しい影響を与える可能性が高い	重要インフラサービスの安全性・持続性への影響により評価	重要インフラサービスの提供への影響により評価
レベル3 (高)	国民生活等に明らかな影響を与える可能性が高い		
レベル2 (中)	国民生活等に何らかの影響を与える可能性がある		
レベル1 (低)	国民生活等に影響を与える可能性は低い		
レベル0 (なし)	国民生活等に影響を与える可能性はない		

検討のための素案(2017.4.18戦略本部資料)

2. 深刻度判断基準を作成する目的

- ① 可視化された深刻度により、発生した事象について関係主体間での共通の理解を助ける(客観性、国際的整合性に留意)
- ② 深刻度レベルを政府の対応を判断する基準とする
- ③ 事象に関する情報共有の体制や方法の基準とする

3. 今後のスケジュールのイメージ

2017年度					
10月	11月	12月	1月	2月	3月
● 専門調査会 WG再開のお知らせ		● 専門調査会 WG検討状況報告			● 専門調査会 WG結果報告 暫定版を公表
● WG④ 目的・スコープの確認 評価指標の議論 評価手法の議論		● WG⑤ 中間とりまとめ 過去事例のイメージ確認		● WG⑥ WG案とりまとめ	

重要インフラサービス障害に係る対処態勢検討ワーキンググループ 構成員名簿（案）

平成29年10月●日時点（五十音順、敬称略）

重要インフラサービス障害に係る対処態勢検討ワーキンググループの設置について

〔平成29年4月26日
重要インフラ専門調査会会長決定〕

- 1 重要インフラ専門調査会の下に、重要インフラサービス障害に係る対処態勢検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。
- 2 WGは、事業継続計画及びコンティンジェンシープランに盛り込まれるべき要点、これらの発動の判断基準及び実行性の検証に係る観点等について、調査検討を行う。
- 3 WGの委員は、2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって内閣サイバーセキュリティセンターのセンター長が委嘱した者とする。
- 4 WGに主査を置く。WGの主査は、重要インフラ専門調査会会長の一任により決する。
- 5 WGの主査は、必要があると認めるときは、WGの委員以外の者に対し、WGの会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 WGの庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 WGは、その設置に係る調査検討が終了したときは、廃止されるものとする。
- 8 前各項に掲げるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、WGの主査が定める。

委員	阿部 克之	電気事業連合会	情報通信部長
委員	有村 浩一	一般社団法人JPCERT	コーディネーションセンター 常務理事
委員	落合 正人	SOMPO	リスクアマネジメント株式会社ERM事業部 部長
主査	中島 一郎	早稲田大学	研究戦略センター 特任教授
委員	中野 利彦	株式会社日立製作所	サービス&プラットフォームビジネスユニット制御プラットフォーム統括本部セキュリティ推進室 室長
委員	中村 昌允	東京工業大学	大学院環境・社会理工学院 特任教授
委員	野口 和彦	国立大学法人横浜国立大学	リスク共生社会創造センター センター長兼大学院環境情報研究院 教授
委員	平田 真一	日本電信電話株式会社	技術企画部門セキュリティ戦略 担当部長
委員	増子 明洋	日本放送協会	情報システム局IT企画部長
委員	和田 昌昭	公益財団法人金融情報システムセンター	監査安全部長
委員	渡辺 研司	名古屋工業大学	大学院工学研究科社会工学専攻 教授

重要インフラ専門調査会の設置について

〔平成27年2月10日〕
サイバーセキュリティ戦略本部決定

- サイバーセキュリティ戦略本部令（平成26年政令第400号）第2条の規定に基づき、我が国全体の重要インフラ防護に資するサイバーセキュリティに係る事項について、調査検討を行うため、重要インフラ専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。
- 専門調査会の委員は、我が国全体の重要インフラ防護に資するサイバーセキュリティに係る事項について優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者（当該委員がサイバーセキュリティ戦略本部員の場合にあっては、サイバーセキュリティ戦略本部長が指名する者）とする。
- 専門調査会の会長は、その委員の互選により決する。
- 専門調査会の会長は、必要があると認めるときは、当該専門調査会の委員以外の者に対し、当該専門調査会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 専門調査会の会長は、必要があると認めるときは、専門調査会の下にワーキンググループを置くことができる。
- 専門調査会の委員の任期は、任命又は指名の日から2年以内とする。ただし、再任又は再指名を妨げない。
- 専門調査会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は会長が定める。
- 「重要インフラ専門委員会」（平成17年9月15日情報セキュリティ政策会議決定）が決定した事項及び検討した事項等については、専門調査会に引き継がれるものとする。

（参考：関係法令）

○サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）（抄）

（設置）

第二十四条 サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

（政令への委任）

第三十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

○サイバーセキュリティ戦略本部令（平成26年政令第400号）（抄）

（専門調査会）

第二条 サイバーセキュリティ戦略本部（第四条において「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

- 専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 専門調査会の委員は、非常勤とする。
- 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。